

みんなの公園プロジェクト補助金実施要領

(目的)

第1条 この要領は、奄美市が管理する都市公園の除草及び清掃活動（以下「除草等」という）に対して、補助金を交付することにつき必要な事項を定めるものであり、地域住民が主体となって公園の維持管理及び活動を行うことを奨励し、公園を地域のコミュニティ活動の拠点として活用することを目的とする。

(補助金交付対象団体)

第2条 都市公園の清掃に参加できるスポーツ少年団を対象とする。

2 実施年度に他の同様制度から補助金等を受けているスポーツ少年団は補助金交付対象者に該当しない。

(事業の実施)

第3条 市長は、スポーツ少年団から補助金交付申請があった場合、予算の範囲内で、事業を実施するものとする。

(補助金の対象となる活動)

第4条 補助金の対象となる活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 別紙1で定める奄美市都市公園の除草や清掃活動とする。
- (2) 活動場所は希望することができるが、重複した場合には市が場所を指定することがある。
- (3) スポーツ少年団1団体の参加者は10名以上とすること。(保護者・指導者含む)
- (4) 除草等の実施期間は、毎年度の4月から3月末までとする。
- (5) 除草等の活動実施の日時は、原則として市民清掃日の第3日曜日に行うこととする。ただし、当日に実施が困難な場合は、第3土曜日の夕方に1時間程度実施することも可能とする。
- (6) 草の刈取りの高さは、できる限り根元に近づけることとし、構造物付近も同様とする。
- (7) 除草等活動後の処理は、飛散ないようにゴミ袋へ入れ、集積する。

(補助金の額)

第5条 スポーツ少年団1団体の活動実績に基づいて支給額を決定します。参加人数が10名から20名未満の場合は月5,000円/回、参加人数が20名以上の場合は月10,000円/回、参加人数が40名以上の場合は月15,000円/回を支給する。

2 活動にかかる消耗品や器具代などの必要経費を上限5,000円以内で支給する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金を受けようとするスポーツ少年団は、みんなの公園プロジェクト補助金交付申請書(第1号様式)または必要経費申請書(第1-1号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その申請にかかる書類及びその他必要な事項を審査し、適当であると認められるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(除草等の実施)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)は、法令の定め並びに補助金交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって、除草等活動を行うものとする。

2 市長は、除草等が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該スポーツ少年団に対し、必要な指示を行うものとする。

(実施報告)

第9条 補助事業者は、毎月月末までに電子フォームにて実施報告を行い、合わせて年度の活動終了後に実施報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は、提出された報告書に基づき、その内容の審査及び必要に応じて行う現地検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨をみんなの公園プロジェクト補助金確定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、補助金交付決定額の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者の申請内容に虚偽があった場合や交付の趣旨に反する行為等が確認された場合には、補助金の決定を取消し、減額又は返還を求めることができる。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別紙１（第４条関係）

【奄美市都市公園対象一覧】

公園名	所在地	面積(㎡)
ひらた２号公園	名瀬平田町 1317 番 1	500
みなと公園	名瀬港町 5-8	530
ひらた３号公園	名瀬平田町 1107 番 3	530
ひらた１号公園	名瀬平田町 1063 番	1,000
あながち公園	名瀬安勝町 19 番 2	1,054
みかた公園	名瀬幸町 6 番 6	1,070
いね公園	名瀬井根町 8 番 16	1,084
はま公園	名瀬港町 25 番	1,350
みどり公園	名瀬古田町 13 番	1,480
やのわき公園	名瀬矢之脇町 18 番 1	1,481
さとはま公園	名瀬大熊町 4 番 2	1,540
かねく公園	名瀬金久町 18 番	1,660
いしばし公園	名瀬石橋町 12 番	1,750
はとばま公園	名瀬鳩浜町 111 番	1,790
あさひ公園	名瀬伊津部町 18 番	1,880
ふぶくろ公園	名瀬大熊町 19 番	2,451
うらがみ公園	名瀬浦上町 44 番 5	2,489
こしゆく第２公園	名瀬平松町 337 番	2,497
なかがち公園	名瀬仲勝町 11 番 1	2,600
ありや公園	名瀬有屋町 23 番 1	2,600
だいくま公園	名瀬朝日町 17 番 1	3,054
あさに海浜公園	名瀬朝仁町 136 番	3,100
和光第２公園	名瀬和光町 13 番 1	3,290
和光第１公園	名瀬和光町 29 番 1	3,301
しんまち公園	名瀬朝仁新町 169 番	3,400
ながはま公園	名瀬大字金久字長浜 2349 番, 2352 番, 2355 番	3,400
さだいくま公園	名瀬佐大熊町 26 番	3,700
こしゆく第１公園	名瀬平松町 608 番	4,308
千年松公園	名瀬朝仁新町 167, 168 番	4,338
小宿中央公園	名瀬浜里町 172 番	8,800
らんかん公園	名瀬矢之脇町 2075 番	8,860
輪内公園	名瀬朝日町 9 番 1	15,930